

◎建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 趣旨</p> <p>この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等（<u>石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物をいう。以下同じ。</u>）にはばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材料の除去等の作業における措置並びに労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。</p> <p>2 建築物等の解体等の作業における留意事項及び推奨される事項</p> <p>2-1 事前調査及び分析調査</p> <p>(1) 使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましいこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2-2 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置</p> <p>2-2-1 <u>負圧隔離等の措置</u></p> <p>石綿則第6条第2項に規定する作業場所の隔離及び負圧、</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この指針は、建築物等の解体等の作業又は労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務を行う労働者の石綿のばく露による健康障害を予防するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に規定する事前調査及び分析調査、石綿を含有する材料の除去等の作業における措置及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置等に関する留意事項について規定したものである。</p> <p>2 建築物等の解体等の作業における留意事項及び推奨される事項</p> <p>2-1 事前調査及び分析調査</p> <p>(1) 使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）第2条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する同条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましいこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2-2 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置</p> <p>2-2-1 <u>隔離等の措置</u></p> <p>石綿則第6条第2項に規定する隔離、集じん・排気装置の</p>

集じん・排気装置の設置並びに前室等の設置及び負圧（以下「負圧隔離等」という。）の措置は、次の（１）から（５）までに定めるところによることが望ましいこと。

（１）隔離の方法

ア 床面は厚さ0.15ミリメートル以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ0.08ミリメートル以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面（留め代）として、30から45センチメートル程度を確保することにより、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除いて作業場所を密閉すること。

イ 隔離空間（石綿則第6条第2項第4号の規定により負圧管理を求められる石綿等の除去等を行う作業場所及び前室をいう。以下同じ。）については、内部を負圧に保つため、作業に支障のない限り小さく設定すること。

ウ （略）

（２）集じん・排気装置の設置方法

ア 集じん・排気装置は、内部にフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ及びHEPAフィルタ（日本産業規格Z8122に定める99.97パーセント以上の粒子捕集効率を有する集じん性能の高いフィルタをいう。以下同じ。））を組み込んだものとするとともに、隔離空間の内部の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする。

イ （略）

（３）～（５） （略）

2-2-2 （略）

2-2-3 隔離空間における隔離の解除に係る措置

石綿則第6条第3項に規定する隔離の解除に当たっては、次の（１）から（５）までに定める措置を講じることが望ましいこと。

（１）あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部の掃除を行うこと。

設置、前室等の設置及び負圧（以下「隔離等」という。）の措置は、次の（１）から（５）までに定めるところによることが望ましいこと。

（１）隔離の方法

ア 床面は厚さ0.15ミリメートル以上のプラスチックシートで二重に貼り、壁面は厚さ0.08ミリメートル以上のプラスチックシートで貼り、折り返し面（留め代）として、30から45センチメートル程度を確保することにより、出入口及び集じん・排気装置の排気口を除いて作業場所を密閉すること。

イ 隔離空間については、内部を負圧に保つため、作業に支障のない限り小さく設定すること。

ウ （略）

（２）集じん・排気装置の設置方法

ア 集じん・排気装置は、内部にフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ及びHEPAフィルタ（日本産業規格（JIS）Z8122に定める99.97パーセント以上の粒子捕集効率を有する集じん性能の高いフィルタをいう。以下同じ。））を組み込んだものとするとともに、隔離空間の内部の容積の空気を1時間に4回以上排気する能力を有するものとする。

イ （略）

（３）～（５） （略）

2-2-2 （略）

2-2-3 隔離の解除に係る措置

石綿則第6条第3項に規定する隔離の解除に当たっては、次の（１）から（５）までに定める措置を講じることが望ましいこと。

（１）あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部の掃除を行うこと。

(2)・(3) (略)

(4) 隔離の解除を行った後に、隔離がなされていた作業場所の前室付近について、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により清掃を行うこと。

(5) (略)

2-2-4 吹き付けられた石綿等の近傍における附属設備の除去に係る措置

吹き付けられた石綿等の近傍の照明等附属設備を除去するに当たっては、石綿等に接触して石綿等の粉じんを飛散させるおそれがあるため、当該設備の除去の前に、負圧隔離等を行うこと。

2-3 石綿等の除去に係る措置

2-3-1 石綿等の切断等の作業等に係る措置

(1) 石綿等の除去等の作業においては、原則として切断等以外の方法(手ばらし)により当該作業を実施すること。切断等以外の方法により石綿等の除去等の作業を実施することが技術上困難な場合にあっては、当該石綿等を湿潤化した上で、手工具により当該作業を実施すること。

(2) (1)によることが技術上困難であり、電動工具を用いて石綿等の切断等の作業等を行う場合にあっては、石綿等を湿潤な状態にした場合においても高濃度の粉じんが発散するおそれがあること及び電動工具を使用中に散水等を行うことによる感電のおそれがあることから、原則として除じん性能を有する電動工具を使用すること。やむを得ず除じん性能を有していない電動工具を使用する場合は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第333条に規定する漏電による感電の防止措置を講じた上で、電動工具に可能な限り水が直接かからないように留意しつつ切断面等に水を噴霧することにより石綿等を常時湿潤な状態にすること。

(2)・(3) (略)

(4) 隔離の解除を行った後に、隔離がなされていた作業場所の前室付近について、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により清掃を行うこと。

(5) (略)

2-2-4 吹き付けられた石綿等の近傍における附属設備の除去に係る措置

吹き付けられた石綿等の近傍の照明等附属設備を除去するに当たっては、石綿等に接触して石綿等の粉じんを飛散させるおそれがあるため、当該設備の除去の前に、隔離等を行うこと。

2-3 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置

(新設)

### 2-3-2 剥離剤の使用に係る措置

石綿則第6条の2第3項（石綿則第6条の3において準用する場合を含む。）及び石綿則第13条第1項に規定する「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」として、剥離材を使用する場合は、使用する剥離材に係る労働安全衛生法第57条に基づくラベル表示及び第57条の2に基づく安全データシート（SDS）により、特定化学物質への該当性や、有害性区分がある物質の含有の有無を確認し、リスクアセスメント対象物が含有されている場合は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）に定めるところによりリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、法令に定める措置を含め、適切なリスク低減措置を実施すること。この際、リスク低減措置として呼吸用保護具を使用する場合は、原則として、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（G-PAPR）又は給気式呼吸用保護具を使用すること。

### 2-3-3 隔離の解除に係る措置

石綿則第6条の2第3項及び第6条の3の規定に基づく隔離の解除に当たっては、あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離された場所の内部の清掃を行うことが望ましいこと。

### 2-4 (略)

### 2-5 雑則

#### 2-5-1 呼吸用保護具等の選定

- (1) 電動工具を用いて石綿等の切断等の作業等を行う場合、電動ファン付き呼吸用保護具（漏れ率に係る性能区分がS級であり、ろ過材の性能区分がPS3又はPL3のものであり、

(新設)

石綿則第6条の2第2項及び第6条の3の規定に基づく隔離の解除に当たっては、あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部の清掃を行うことが望ましいこと。

### 2-4 (略)

### 2-5 雑則

#### 2-5-1 呼吸用保護具等の選定

- (1) 隔離空間の外部で石綿等の除去等の作業を行う際に使用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具、これと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気

かつ、呼吸用保護具の製造事業者により指定防護係数が300以上であることを証明する型式に限る。）又はこれと同等以上の指定防護係数を有する呼吸用保護具を使用すること。

また、隔離空間の外部で石綿等の除去等の作業（電動工具による石綿等の切断等の作業を除く。）を行う際に使用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具、これと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は取替え式防じんマスク（防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号）に規定するRS3又はRL3のものに限る。）とすることが望ましいこと。ただし、石綿等の切断等を伴わない囲い込みの作業又は石綿含有成形品等を切断等を伴わずに除去する作業では、同規格に規定するRS2又はRL2の取替え式防じんマスクとして差し支えないこと。

(2) 石綿含有成形品等の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等の作業以外の作業を行う場合には、取替え式防じんマスク又は使い捨て式防じんマスクを使用することが望ましいこと。

(3) (略)

#### 2-5-2 漏えいの監視

負圧の点検及び集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検に加え、吹付られた石綿等の除去等の作業における石綿等の粉じんの隔離空間の外部への漏えいを監視するため、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）、繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこれらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測することができるものを使用し、常時粉じん濃度を測定することが望ましいこと。

#### 2-5-3 (略)

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業

マスク又は取替え式防じんマスク（防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号）に規定するRS3又はRL3のものに限る。）とすることが望ましいこと。ただし、石綿等の切断等を伴わない囲い込みの作業又は石綿含有成形品等を切断等を伴わずに除去する作業では、同規格に規定するRS2又はRL2の取替え式防じんマスクとして差し支えないこと。

(2) 石綿含有成形品等の除去作業を行う作業場所で、石綿等の除去等の作業以外の作業を行う場合には、取替え式防じんマスク又は使い捨て式防じんマスクを使用させることが望ましいこと。

(3) (略)

#### 2-5-2 漏えいの監視

負圧の点検及び集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩の有無の点検に加え、吹付られた石綿等の除去等の作業における石綿等の粉じんの隔離空間の外部への漏えいを監視するため、スモークテスターに加え、粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計をいう。）、繊維状粒子自動測定機（いわゆるリアルタイムモニターをいう。）又はこれらと同様に空気中の粉じん濃度を迅速に計測することができるものを使用し、常時粉じん濃度を測定することが望ましいこと。

#### 2-5-3 (略)

3 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業

務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

(1) (略)

(2) 事業者はその労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検することが望ましいこと。

3-2 (略)

務における留意事項

3-1 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置

(1) (略)

(2) 事業者は、一その労働者を常時就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について、建築物貸与者は当該建築物の貸与を受けた三以上の事業者が共用する廊下の壁等について、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態である場合は、損傷、劣化等の状況について、定期的に目視又は空気中の総繊維数濃度を測定することにより点検することが望ましいこと。

3-2 (略)